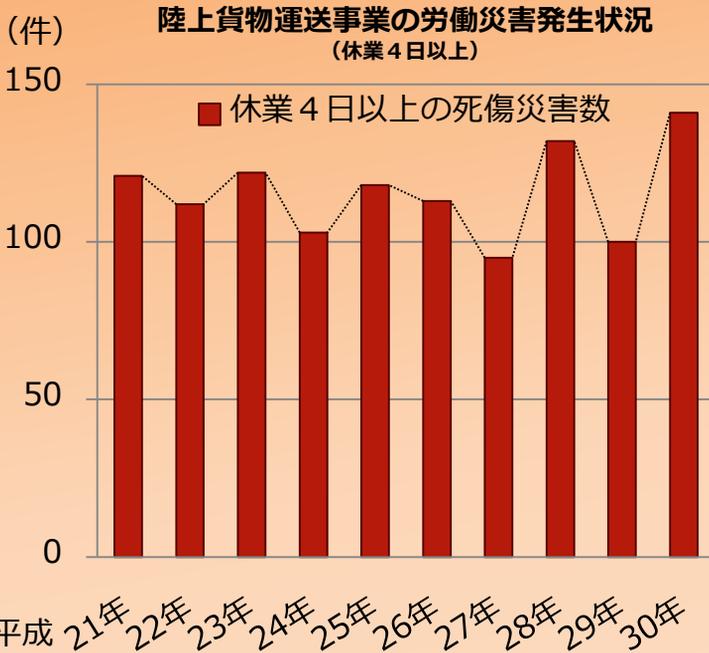


陸上貨物運送事業において

荷役作業中の

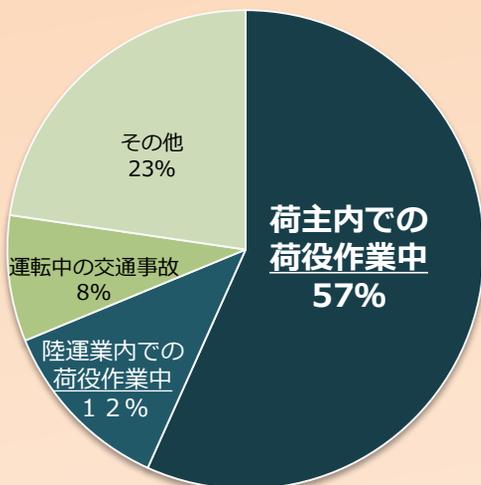
労災事故が多発しています！



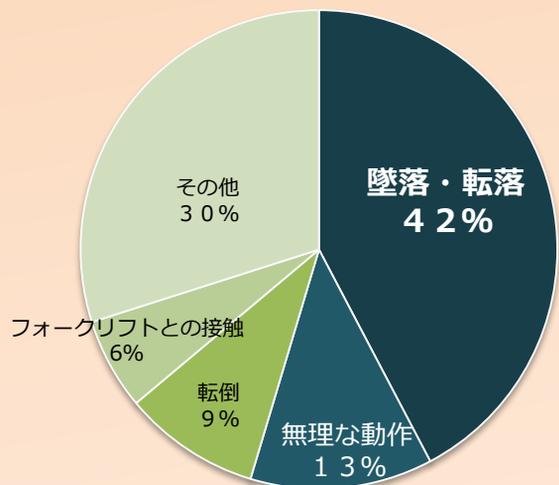
ここ10年間における陸上貨物運送事業の労働災害発生件数は増減を繰り返し、減少の傾向は認められないのが現状です。平成30年においては、過去10年間で最多の141件の労働災害が発生しました。

また、労災事故に遭う陸上貨物運送事業の労働者の約8割はドライバーの方ですが、自動車運転の職業における有効求人倍率は3.17（平成31年3月）となっており、深刻なドライバー不足が問題となっていることから、更なる労働災害防止対策が求められています。

陸上貨物運送事業における労災事故内訳
(平成30年 141件の作業別内訳)



荷役作業中の労災事故内訳
(平成30年 97件の事故の型別内訳)



陸上貨物運送事業の労働災害の約7割は荷役作業中に発生しており、その内訳としては「墜落・転落」、「無理な動作」、「転倒」等によるものが多く発生しています。

裏面を確認して、労働災害による事故を未然に防止しましょう！



陸上貨物運送事業における荷役作業のガイドラインに基づく 荷役作業現場のチェックリスト

荷主等の場所で行われる荷役作業については、荷役作業を行う労働者を直接巡視する等によって指導することは難しいため、ドライバー1人1人に「安全を最優先に荷役作業に取り組む」意識が醸成されるよう、チェックリスト事項の徹底などについて、安全衛生教育を実施しましょう！

作業	チェック項目	対応状況	解説
荷役作業の契約に当たって	荷の積卸し作業（荷役作業）を行う前に		<ul style="list-style-type: none"> ・荷主と運送事業者との間で、あらかじめ役割分担を明確にしておくこと。 ・荷主から運送業者（ドライバー）に対し、書面で荷役作業に関する情報が伝達されていること。
	①荷主、運送業者のどちらが行うか明確にしているか		
墜落防止対策	トラックの荷台からの墜落防止のために		<ul style="list-style-type: none"> ・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、荷主においてできるだけこれらの項目にあげたような対策を講じることが望まれる。
	①荷台との段差のないプラットフォームがあるか		
	②荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか		
	③安全帯の取付設備はあるか		
荷台での作業方法について	荷台上での作業では		<ul style="list-style-type: none"> ・ドライバーの不安全な作業については、陸運事業者における教育の徹底はもとより、現場の荷役作業担当者や荷主の安全担当者による指導を徹底すること。
	①不安定な荷の上を移動していないか		
	②ラッピング、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台上で行っていないか		
	③安全帯を使用しているか		
	④荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していないか		
荷台への昇降方法について	荷台への昇降時に		<ul style="list-style-type: none"> ・最大積載量が5 t以上の貨物自動車の荷台への昇降は、必ず昇降設備を用いる必要があること。このため、車に昇降設備を積載しておくこと。
	①用意した昇降設備（手すり付きが良い）を使用しているか		
転倒防止対策	現場での荷の積卸し作業では		<ul style="list-style-type: none"> ・準備運動は、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばす動作を盛り込むこと。
	①荷卸し場における資材等の整理整頓、床の凹凸の解消や防滑対策を実施しているか		
	②台車等を用いることで、極力両手で荷を持たないように努めているか		
作業者の服装について	荷の積卸し作業を行う者は		<ul style="list-style-type: none"> ・保護帽は墜落・転落防止用のもの ・作業場所に合わせて、対滑性（すべり防止）、屈曲性（しなやかで運動性が高い）のある安全靴
	①保護帽・安全靴・手袋を着用しているか		